

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

- 第9条 議会は、二元代表制のもと、町長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策立案、政策提言等を通じて、町長等とともに、町政の発展に努めなければならない。
- 2 議会の本会議における議員と町長等の一般質問の応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
 - 3 一般質問は、事前通告し、町長等は答弁書を提出するものとする。

(反問権)

- 第10条 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

◆議員の「一般質問」とは？◆

議員個人が町の施策や方針などについて説明を求めたり質問することを「一般質問」といいます。

例えば

- 町民の不便や問題をまとめ、解決を求める
- 予算の執行や事業の進捗を問う
- 議員が抱えている抱負やアイデアを政策提言

一般質問は、スムーズな議会運営を行うため、あらかじめ町長に提出することになっています。

南風原町議会では、「一般質問席」を設けて、町長と向かい合って議論を交わします。



解説

第9条第1項では、二元代表制における議会と町長等との関係について、両者が常に緊張感を持ち、政策立案、政策提言等を通じて、共通の目的である町政の発展に努める旨を定めています。第2項では、本会議における一般質問は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、一問一答方式で行うことを規定しています。

一問一答方式とは、議会での議論の活性化と町民の皆さんに分かりやすい議会運営とするために、南風原町議会では、一般質問は従来の総括質問方式から回数を撤廃する一問一答方式を採用しています。(平成14年3月定例会から)平成25年3月定例会からは、一般質問席を設けて対面方式を採用しています。また、質問も、質問項目ごとに何回も質問する方法(一問一答方式)と一括質問後、項目毎に一問一答で何回も質問する方法(一括質問・一問一答方式)のどちらかを選択できる制度を導入しています。第10条第1項では、町長ほか町の職員は、議長及び委員長長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため逆質問することができることを規定しています。